

事務所通信

平成24年夏号

こんにちは、立川です。
いつも、ありがとうございます。

6月26日に、消費税増税法案が衆議院で可決されました。
消費税の税率は、
平成26年4月1日から、8%
平成27年10月1日から、10% という税率になりそうです。

当たり前のことかもしれませんが、とにかく利益を出して下さい。そして売上金の回収を、今以上にきちんと管理して下さい。さらに、消費税の納税資金をきちんと預金に残して下さいるように、強くお願いいたします。

さて、読売新聞の税務調査に関する記事で、大変意義深いものが報道されていました。2つあります。いずれも、上場企業や大手企業の記事です。
しかし、税務調査の現実としては、オーナー企業でも間違いなく問題とされる点です。

まずは、「業務の実態がない支払を会社の経費にしていた。また、役員の個人的な支出を会社の経費にしていた。これが税務調査で判明したらどうなるのか？」という点です。
6月23日の読売新聞の記事より引用します。

「東証一部上場のゴルフ場運営最大手『アコーディア・ゴルフ』の前社長と前専務が、会社経費約800万円を私的流用していたことが、東京国税局の税務調査でわかった。同国税局は、個人的な支出を経費と装った同社の所得隠しにあたりと判断。」

「アコーディアの公表資料や関係者の話では、同社は、利用者にレポート提出を求めるモニターに前社長の同居女性を選び、2009年以降、毎月約11万円の報酬を支給。」

「さらに前社長と前専務は、会社のユニホーム代名目で、私的な革ジャンやブレザーを購入していた。」

同国税局は、前社長の同居女性にモニターの実態はなく、ユニホーム代なども含め、経費に計上された約800万円は前社長と前専務の個人的な支出で、2人への特別賞与にあたりと判断した。」

おそらくですが、会社側が、なぜモニターが必要で、どのような業務の委託をしていたのかを、調査官に説明できなかったと思います。

また、調査官がユニホームを購入している会社からの請求書・納品書などを見て、何かおかしいと感じ、もしかしたら購入会社に職権で調査に行ったのかもしれない。

役員の個人的な支出を会社の経費にしている、税務調査で判明したら新聞記事のとおり、「特別賞与」と扱われます。

その結果、会社の法人税・住民税・事業税、そして消費税の追加納付が発生します。それだけでなく、役員個人の源泉所得税の追加納付も発生します。

さらに、重加算税というペナルティも課せられるために、踏んだり蹴ったり、となってしまいます。

次の記事です。

これはかなり税務でも深い話となります。

税務調査で、調査官が「費用や損失の計上」を認めないときに、「経済合理性」ということを問題にしてきます。

5月15日の読売新聞に、「振興銀・木村元会長、破綻利用し租税回避」という見出しの記事が載っていました。同記事より引用します。

「日本振興銀行の木村元会長が、自身の保有していた同行株の譲渡を巡り、東京国税局から約2億4000万円の申告漏れを指摘されていたことが関係者の話でわかった。元会長は、同行破綻（2010年9月）前に一部を譲渡して約2億4000万円の利益を得ていたが、破綻後、無価値となった同行株を知人に1株1円で譲渡して損失を出し、破綻前の利益と相殺していた。」

「関係者の話や同行の開示資料によると、木村元会長は破綻前の10年3月頃、同行の提携先だった信用保証会社に対し、自身の保有する同行株950株を、1株約33万円で売却。取得価格は時期によって異なるとみられるが、全体で約2億4000万円の利益を得たという。

その後、同行は同年9月に経営破綻し、初のペイオフ発動を招いた。元会長は同月末時点で8735株を保有する個人の筆頭株主だったが、さらに数千株だけを知人男性に1株1円で売却した。この際、破綻前の売却で得ていた利益とほぼ同額の損失が出たとして、譲渡益はゼロとして申告していた。」

「所得税法では、株式の譲渡益は原則、給与など他の所得と区分される『申告分離課税』の対象となり、非上場株の譲渡益には15%の所得税がかかる。（別途5%の住民税もかかります。）ただ、利益については、同じ年の損失と通算できる。しかし、同国税局は、無価値の株式の譲渡は経済取引上あり得ないうえ、課税対象となる資産とも言えず、損失を利益と相殺するのは認められないと判断したとみられる。

同行関係者によると、同行株の譲渡については、定款などで取締役の承認が必要と規定され、木村元会長も破綻前の譲渡は承認を得ていたが、破綻後の譲渡は同行に無断で行っていた。この結果、知人男性へ譲渡した同行株の名義は元会長のままで、同行が今年1月、全株主から無償取得した際も、木村元会長からは8735株を取得したことになっていたという。」

東京国税局は、木村元会長の行った取引の、株式の譲渡損の計上は認められないと指摘しています。

その理由として次の2点を挙げています。

1つめは、日本振興銀行の株式を譲渡するには、同社の定款などで、取締役会の承認を必要としているのに、破綻後、日本振興銀行の取締役会の承認を得ないで、無断で知人の男性に売却したのはどうしてなのか。

そして、知人男性に売却した株式の名義が、木村元会長のままであることは、本当に、「売却」したといえるのか、ということです。

2つめは、そもそも無価値の株式の譲渡は、経済取引上おかしい、だから、譲渡損失の計上は認められない、と東京国税局は言っているのです。

読売新聞の記事では、木村元会長と知人の男性とで、株式売買契約書を交わしたかどうかについては、何も書かれていません。しかし、おそらく株式の譲渡を承認した取締役会議事録が保存されていないという「形式」が問題とされていると、私は思います。

そして最大の問題は、「無価値の株式の譲渡は、経済取引上おかしい」ということです。

知人の男性に「売ったことにする」のであれば問答無用です。

しかし、実際に契約書などの形式を整えてから売って、売却代金を銀行口座に振り込んでもらったという事実があっても、税務調査で「経済合理性がない」と、調査官に認定されてしまうと、取引は有効ですが、「損失の計上は認められない」ということになってしまいます。

ところで、経営破綻をした会社の株式の金額は「無価値」であるということは、東京国税局も認めています。ですから、1株「1円」の金額は妥当であるのです。

また、株式の譲渡利益は、同じ年の譲渡損失と、損益の通算ができます。

つまり、一つ一つの取引が合法であっても、全体としてみたときに結果として「節税」になってしまっている場合、税務では損失の計上が認められないリスクがある（つまり、結果として追加納税が発生するリスクがある）のです。

これをどこまでがよくて、どこからがダメであるという明確な判断基準が、きわめてあいまいで、ビシッと線引きできないのが、税務の現実です。

税務では、全体としてみたときに「経済合理性」があり、次に「取引金額」が妥当であってはじめて、数字として表現される「取引の損益の結果」が妥当となってくるのです。

(代 表 立 川 勝 一)

■ 編集後記

「UK」というロックグループをご存知ですか？

1979年5月に、初来日公演をしたグループです。当時高校3年生であった私は、UKのコンサートに行きたかったのです。しかし、友人が誰も行こうとしなかったため、一人で行くのがイヤで、結局行かなかったコンサートでした。

その後、UKは、初来日公演の「ライブインジャパン」というライブアルバムを出して、1979年の12月に解散してしまっただけです。当時そのライブアルバム聞いたとき、とにかくすごいと感じ、だからこそ、行っておけばよかったと、本当に後悔しました。

そのUKが、キーボード、ベース、ドラムスという初来日の3人のメンバーで、なんと33年ぶりに再結成して、先月、来日公演をしたのです。チケットは抽選でしたが、なんとか一枚当たりました。

幼いころピアノを習わせてもらっていた私のお目当ては、キーボードの演奏です。

4分の7拍子の曲を平然と弾きこなしたり、速弾きのプレイなどプロのパフォーマンスとして、「見事に魅せている」と思いました。

演奏されたすべての曲が33年前のもので、2時間弱のコンサートでした。それは、何とも言えないノスタルジアで、素敵なひとときでした。

33年前とは違い、我ながら成長したと感じています。なぜなら、一人であっても、行きたいコンサートには行くことができましたから・・・(笑)

(立 川)